2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条　銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一　当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三第一項又は第二百四十八条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

［二・三　略］

（連結の範囲）

第十五条　［略］

2　特例企業会計基準等適用法人等については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第三条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）	（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　連結の範囲に関する次に掲げる事項	一　連結の範囲に関する次に掲げる事項
イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等	イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因